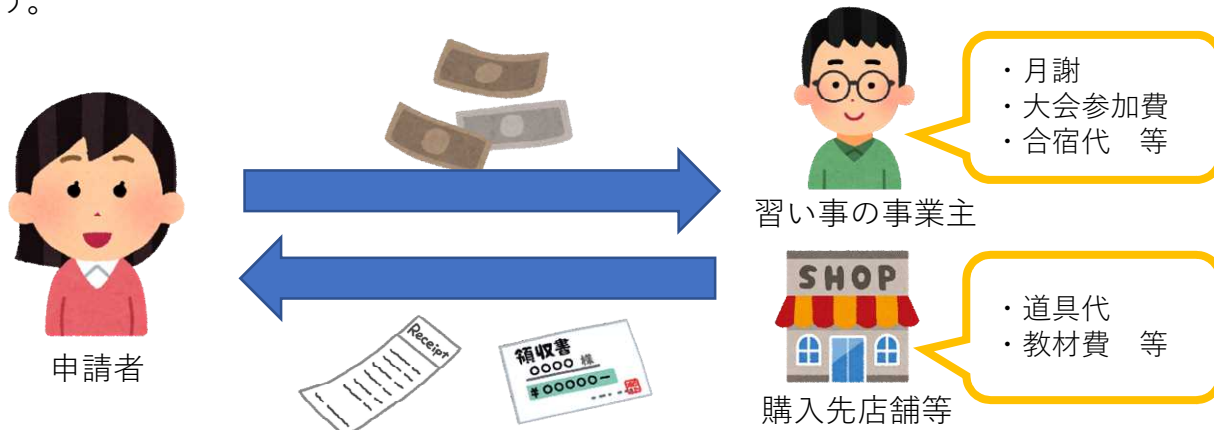


ひとり親家庭習い事支援事業 申請の流れ

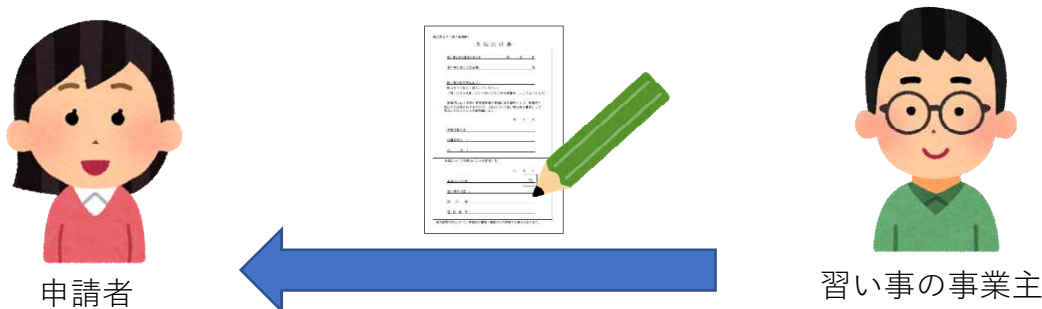
①習い事にかかる費用を支払った際、習い事の事業主や購入先から、領収書（レシート可）をもらう。



以下に該当する場合は、領収書（レシート）は不要です。子育て政策課に申請を行う際、原本をお持ちください。

- ・児童名や支払日、習い事の内容、領収日が確認できる場合は、月謝袋も可
- ・振込みでの支払いの場合は、振込み先、振込日、振込み内容が分かる通帳も可

②習い事の事業主に、①で支払った費用に対して支払証明書を記入してもらう。



【注意】支払証明書は、習い事の事業主ごとや支払日ごとに記入が必要です。

- 例) ①4/1：サッカークラブに月謝と大会参加費を支払う
②4/10：サッカークラブに合宿代を支払う
③4/10：習字教室に月謝を支払う
④4/20：小売店でサッカーのユニフォームを購入する
→サッカークラブの事業主に①②④それぞれで1枚ずつ、習字教室の事業主に③を1枚記入
してもらう必要があります。（記入例参照）

③申請期間中に、子育て政策課窓口に一括で必要書類を提出。



④子育て政策課で審査を行い、対象となる費用について支給を行います。